

2003年2月10日

文責：江原 昇

# 私家版・住民基本台帳法施行令改正に関する逐条解説

凡例 下線は、政令第21号で改正された項目

囲みは、政令第28号で改正された項目

明朝体での記載は、施行令改正に関する報告者のメモである。

## 住民基本台帳法施行令

### 【目次】

第1章 総 則 (第1条)

第2章 住民基本台帳 (第2条～第17条)

第3章 戸籍の附票 (第18条～第21条)

第4章 届 出 (第22条～第30条)

第4章の2 本人確認情報の処理及び利用等 (第30条の2 - 第30条の25)

第5章 雑 則 (第31条～第35条)

附 則(抄)

昭和42・9・11・政令292号

改正平成15・1・31・政令 21号(未)

改正平成15・1・31・政令 28号(未)

## 第1章 総 則

(定義)

第1条 この政令において、「国民健康保険の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「転入」、「転居」又は「転出」とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第7条第10号から第11号の2まで若しくは第13号、法第22条第1項、法第23条又は法第24条に規定する国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、転入、転居又は転出をいう。

## 第2章 住民基本台帳

(住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準)

第2条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、法第6条第3項の規定により住民票を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する場合には、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。)の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

下線部が追加された。意味は不明である。

(国民健康保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項)

第3条 法第7条第10号に規定する国民健康保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第8条の2第1項に規定する退職被保険者又は同条第2項に規定するその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)にあつては、国民健康保険の被保険者の資格を取得し、又は喪失した年月日並びに退職被保険者等である旨及び退職被保険者等となり、又は退職被保険者等でなくなつた年月日)とする。

(介護保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項)

第3条の2 法第7条第10号の2に規定する介護保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた年月日とする。

(国民年金の被保険者の範囲に関する法令の規定)

第4条 法第7条第11号に規定する政令で定める法令の規定は、国民年金法(昭和34年法律第141号)附則第5条の規定とする。

(国民年金の被保険者の資格に関する住民票の記載事項)

第5条 法第7条第11号に規定する国民年金の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 国民年金の被保険者となり、又は国民年金の被保険者でなくなつた年月日
- 二 国民年金の被保険者の種別(国民年金法第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者又は前条に規定する法令の規定による国民年金の被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。)及びその変更があつた年月日
- 三 国民年金手帳(国民年金法第13条の国民年金手帳をいう。以下同じ。)の記号及び番号

(児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する住民票の記載事項)

第6条 法第7条第11号の2に規定する児童手当の支給を受けている者の受給資格に関

する事項で政令で定めるものは、児童手当の支給が始まり、又は終わった年月とする。  
(法第7条第14号の政令で定める事項)

第6条の2 法第7条第14号に規定する政令で定める事項は、住民の福祉の増進に資する事項で、法第12条第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村(特別区を含む。以下同じ。))にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)  
又は法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書の交付の請求により個人の秘密を侵すおそれがないと認められるもののうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であると認めるものとする。

(住民票の記載)

第7条 市町村長は、新たに市町村の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があつたときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

2 市町村長は、一の世帯につき世帯を単位とする住民票を作成した後に新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者でその世帯に属することとなつたもの(既に当該世帯に属していた者で新たに法の適用を受けることとなつたものを含む。)があつたときは、その住民票にその者に関する記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をしなければならない。

(住民票の削除)

第8条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票(その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部)を削除しなければならない。

(住民票の記載の修正)

第9条 市町村長は、住民票に記載されている事項(住民票コードを除く。)に変更があつたときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

(転居又は世帯変更による住民票の記載及び削除)

第10条 市町村長は、転居をし、又はその市町村の区域内においてその属する世帯を変更した者があつた場合において、前条の規定によるほか必要があるときは、その者の住民票を作成し、又はその属することとなつた世帯の住民票にその者に関する記載をするとともに、その者の住民票(その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部)の削除をしなければならない。

(届出に基づく住民票の記載等)

第11条 市町村長は、法の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であ

るかどうかを審査して、第7条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行なわなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第12条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第7条から第10条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等を行しなければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受領し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第9条第2項の規定による通知を受けたとき。

二 法第10条の規定による通知を受けたとき。

三 国民健康保険法第9条第1項又は第9項の規定による届出を受領したとき（同条第10項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得若しくは喪失に関する事実又は退職被保険者等となり、若しくは退職被保険者等でなくなつた事実を確認したとき。

三の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第1項本文の規定による届出を受領したとき（同条第5項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。

四 国民年金法第12条第1項若しくは第2項又は同法第105条第4項の規定による届出を受領したとき（同法第12条第3項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法第7条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法第31条の4の規定による審査請求についての裁決若しくは異議申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ロ 法第33条第2項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第4項の規定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条第2項の規定による異議の申出についての決定又は同法第25条の規定による訴訟の確定判決

ニ 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条に規定する不服申立てについての決

定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第 91 条第 1 項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 介護保険法第 183 条第 1 項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 国民年金法第 101 条第 1 項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項若しくは同法第 4 条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記（住民票コードに係る誤記を除く。）若しくは記載漏れ（住民票コードに係る記載漏れを除く。）があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしななければならない。

4 市町村長は、第 1 項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

「第 31 条の 4」は、改正前は第 31 条の 3。

オンライン 3 法中、整備法第 15 条により、住基法第 31 条の 3 が第 31 条の 4 に条送りされたことによる改正。

新たに、第 31 条の 3 として、以下の項目が追加された。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第 31 条の 3 この法律の規定による住民票および戸籍の附票の作成については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条の規定は、適用しない。

（住民票を消除する場合の手続）

第 13 条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第 24 条の規定による届出に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2 法第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除された住民票に転出をした旨を記載するとともに、前項の規定により記載された転出先の住所が

当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならない。

3 法第9条第1項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(住民基本台帳の一部の写しの作成等)

第14条 市町村長は、法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更を生じたときは、市町村長の定めるところにより、これを速やかに改製し、又は修正しなければならない。

(法第12条第1項又は第2項の規定による住民票の写しの交付)

第15条 市町村長は、法第12条第1項又は第2項の規定により住民票の写しを交付する場合には、その末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。

(法第12条の2第2項及び第3項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

第15条の2 法第12条の2第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第12条の2第1項の請求があつた旨

二 法第12条の2第1項の請求をした者(次号において「請求者」という。)の氏名及びその者に係る住民票に記載された住民票コード

三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者のうち、法第12条の2第1項の請求に係る住民票の写しに記載する者

四 法第7条第4号又は第13号に掲げる事項の記載の請求の有無

2 法第12条の2第3項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項(同条第4号又は第13号に掲げる事項の記載の請求があつた場合にあつては、住民票に記載されている同条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第13号に掲げる事項)とする。

- ・ 法第12条の2は、住民票の写しの広域交付のこと。
- ・ 「法第12条の2第2項に規定する政令で定める事項」とは、交付地市町村長から、住所地市町村長に送信する項目のこと。
- ・ 「法第7条第4号」は、世帯主の氏名および世帯主との続柄
- ・ 「法第7条第13号」は、住民票コード。
- ・ 「法第12条の2第3項に規定する政令で定める事項」とは、住所地市町村長から、交付地市町村長に送信する項目のこと。
- ・ 第2項では、続柄または住民票コードのいずれか一方を請求した場合であっても、

両方をセットで送信することとされている。これらを同時に送信することに合理性が見出せない。

(法第 12 条の 2 第 1 項の規定による住民票の写しの交付)

第 15 条の 3 交付地市町村長（法第 12 条の 2 第 2 項に規定する交付地市町村長をいう。次項において同じ。）は、同条第 4 項の規定により住民票の写しを作成する場合には、同条第 3 項の規定による通知に基づかなければならない。

2 交付地市町村長は、前項の規定により作成した住民票の写しの末尾に、法第 12 条の 2 第 1 項に規定する住所地市町村長から当該請求に係る住民票に記載されている事項が同条第 3 項の規定により通知され、当該住民票の写しが当該通知に基づき作成されたものである旨を記載しなければならない。

- ・ 仮に、本人確認情報と、法第 12 条の 2 第 3 項による住所地市町村から交付地市町村への通知に齟齬があった場合にも、通知に基づいて交付しろ、という趣旨か。
- ・ 第 2 項は、広域交付住民票の認証に関する規定。施行令第 15 条に対応するものであるが、「原本」という文言が消えていることについては注意が必要。

(住民票の改製)

第 16 条 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。この場合には、削除又は修正された記載の移記を省くことができる。

(住民票の再製)

第 17 条 市町村長は、住民票が滅失したときは、直ちに、職権で、これを再製しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により住民票を再製したときは、直ちにその旨を告示するとともに、その告示をした日から 15 日間当該住民票（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）を関係者の縦覧に供さなければならない。

第 3 章 戸籍の附票

(戸籍の附票の記載)

第 18 条 市町村長は、新たに戸籍が編製されたときは、その戸籍の附票を作成しなければならない。

2 市町村長は、一の戸籍の附票を作成した後にその戸籍に入った者があるときは、その戸籍の附票にその者に関する記載（法第 16 条第 2 項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をしなければならない。

(戸籍の附票の消除)

第 19 条 市町村長は、一の戸籍にある者の全部又は一部がその戸籍から除かれたときは、その戸籍の附票の全部又は一部を削除しなければならない。

(戸籍の附票の記載の修正)

第 20 条 市町村長は、戸籍の附票に記載をした事項に変更があつたとき、又は戸籍の附票に誤記若しくは記載漏れがあつたときは、その記載の修正をしなければならない。

(住民票に関する規定の準用)

第 21 条 第 2 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、戸籍の附票について準用する。この場合において、第 2 条中「第 6 条第 3 項」とあるのは「第 16 条第 2 項」と、「総務大臣」とあるのは「総務大臣及び法務大臣」と、第 15 条中「法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により住民票の写し」とあるのは「戸籍の附票の写し（法第 16 条第 2 項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類）」と、第 17 条第 2 項中「第 6 条第 3 項」とあるのは「第 16 条第 2 項」と読み替えるものとする。

下線部は、改正前は「及び第 15 条から第 17 条まで」。

住民票の写しの広域交付について規定した第 15 条の 2 および第 15 条の 3 の追加に関わる改正。

#### 第 4 章 届 出

(転入届に当たり特別の事項を届け出なければならない者等)

第 22 条 法第 22 条第 1 項第 7 号に規定する政令で定める者はいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により同条第 2 項の文書を提出することができない者とし、同号に規定する政令で定める事項は出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示とする。

(転出証明書)

第 23 条 法第 22 条第 2 項に規定する住所の異動に関する文書で政令で定めるものは、前住所地の市町村長が作成する転出の証明書（以下「転出証明書」という。）とする。

2 転出証明書には、法第 7 条第 1 号から第 5 号まで及び第 13 号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住所

二 転出先及び転出の予定年月日

三 国民健康保険の被保険者である者については、その旨及びその者が退職被保険者等である場合には、その旨

三の 2 介護保険の被保険者である者については、その旨

四 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記号及び番号

五 児童手当の支給を受けている者については、その旨

(転出証明書の交付等)

第 24 条 市町村長は、法第 24 条の規定による届出があつたとき（付記転出届（法第 24 条の 2 第 1 項に規定する付記転出届をいう。第 24 条の 3、第 30 条の 21 及び第 30 条の 23 において同じ。）若しくは世帯員に関する付記転出届（法第 24 条の 2 第 2 項に規定する世帯員に関する付記転出届をいう。第 24 条の 3 において同じ。）があつたとき又は国外に転出をするときを除く。）は、転出証明書を交付しなければならない。

2 転出証明書の交付を受けた者は、転出証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その再交付を受けることができる。

第 1 項は、付記転出者には転出証明書を交付しない、という趣旨。

第 2 項では、現行政令「転出証明書の交付を受けた者は、転出証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その再交付を受けることができる。」のままであり、第 1 項の規定により転出証明書は交付をしないことから、第 2 項にも該当しないものと理解される。

第 24 条の 3 で、付記転出はしたが転入届の特例（転出証明書を添付しない届）が受理できない事例について、前住所地市区町村では、どの条項を根拠に、何を交付すればよいのか。

(付記転出届等に係る付記事項)

第 24 条の 2 法第 24 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する政令で定める事項は、これらの規定に基づき法第 22 条第 2 項の規定が適用されない同条第 1 項の規定による届出をする旨とする。

- ・ 「法第 24 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する政令で定める事項」は、カードの交付を受けている者あるいは世帯員の付記転出届の際、転出証明書に附記する事項。
- ・ かつては、住民票コードの記載を求めるという案が示されたが、結果として消えた。
- ・ カードの交付を受けていることが判明している者に対して、虚偽の転出届を行ったとしても、本人はまったくわからないことになる。（現行の郵送による届出の場合は、転出証明書を郵送することで、届出があつたことが判明する。

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

第 24 条の 3 法第 24 条の 2 第 1 項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 付記転出届をした者が、当該付記転出届がされてから法第 24 条の 2 第 1 項に規定す

る最初の転入届がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 付記転出届をした者が、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から 30 日を経過した日又は転入をした日から 14 日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第 24 条の 2 第 1 項に規定する最初の転入届をする場合

2 法第 24 条の 2 第 2 項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯員に関する付記転出届をした者が、当該世帯員に関する付記転出届がされてから法第 24 条の 2 第 2 項に規定する最初の世帯員に関する転入届がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 世帯員に関する付記転出届をした者が属する世帯の世帯主が、当該世帯員に関する付記転出届により届け出た転出の予定年月日から 30 日を経過した日又は転入をした日から 14 日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第 24 条の 2 第 2 項に規定する最初の世帯員に関する転入届をする場合

- ・ 「法第 24 条の 2 第 1 項ただし書に規定する政令で定める場合」とは、附記転出後の転出証明書の添付を省略した転入届（転入届の特例）が受けられない場合。
- ・ 「法第 24 条の 2 第 2 項ただし書に規定する政令で定める場合」も同様。
- ・ 案では、本改正と同様の趣旨と、「転出の予定年月日から 30 日を経過した日以降」という記載（つまり「転入をした日から 14 日以内」という規定の有無で 2 転 3 転した。
- ・ 現行法でも転入届は 14 日以内と規定されているが、転出証明書が添付されているため、新住所地の裁量で、いくら遅れても届出は受理していた。
- ・ 転入届の特例の場合、前住所地市区町村とのシステムのやりとりがあるため、厳格な法令の適用が他の市区町村に強制される可能性がある。
- ・ 転入届の特例が受理されない場合、あらためて転出証明書の交付を受け（ただし根拠法令は不明。参考第 24 条）、届出をやり直さなければならない。

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第 24 条の 4 法第 24 条の 2 第 4 項に規定する政令で定める事項は、法第 7 条第 1 号から第 5 号まで及び第 13 号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 転出前の住所

二 転出先及び転出の予定年月日

三 国民健康保険の被保険者である者については、その旨及びその者が退職被保険者等である場合には、その旨

四 介護保険の被保険者である者については、その旨その他総務省令で定める事項

五 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者の種別並びに国民年

## 金手帳の記号及び番号

### 六 児童手当の支給を受けている者については、その旨

- ・ 「法第 24 条の 2 第 4 項に規定する政令で定める事項」とは、転入届の特例があった場合に、附記転出届を受け付けした前住所地市区町村から、転入届が提出された市区町村に送信する事項
- ・ 「法第 7 条第 1 号から第 5 号まで及び第 13 号に掲げる事項」とは、氏名（1 号）、出生の年月日（2 号）、男女の別（3 号）、世帯主の氏名および続柄（4 号）、戸籍の表示（5 号）および住民票コード（13 号）
- ・ これまで案になかった事項として、「四 介護保険の被保険者である者については、その旨その他総務省令で定める事項」の下線部が追加されたこと。
- ・ おそらく、介護保険の要介護認定を受けている者に関する事項が規定されるものと思われる。（現行、要介護認定を受けている者が転出した場合、介護保険法に基づく処理の 1 つとして、前住所地で認定された要介護度の証明書（介護受給者証明書）を交付している。この事務が全く省みられていなかったことについて、急遽追加された文言と思われる。
- ・ 転出証明書情報の送受信にかかるシステムは、地方自治情報センターが作ったものであり、各市区町村には、このシステムとのインターフェースのみ公開されている。上記推定が正しいとすれば、既存システムの改修を含む処理が必要となるが、全く指示がない。
- ・ そもそも、要介護認定にかかわる極めてセンシティブな情報の送受信について、省令で定めるといふのはいかがなものか。

#### （世帯変更届を要しない者）

第 25 条 法第 25 条に規定する政令で定める者は、世帯主以外のその世帯に属する者が一人になった場合におけるその者とする。

#### （届出の方式）

第 26 条 法の規定による届出は、届出人の住所及び届出の年月日が記載され、並びに届出人が署名し、又は記名押印した書面でしなければならない。

- ・ 下線部、改正前は「印を押した」。

#### （国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項）

第 27 条 法第 28 条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 法第 22 条の規定による届出

次に掲げる事項

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨及びその者が退職被保険者等である場合には、その旨

ロ 職業

ハ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証（国民健康保険法第9条第2項の被保険者証をいう。この条及び第30条において同じ。）が交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に被保険者資格証明書（同法第9条第6項の被保険者資格証明書をいう。この条及び第30条において同じ。）が交付されているときは、その旨

## 二 法第23条、法第24条及び法第25条の規定による届出

その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証が交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨

- ・ 下線部「付記事項」は「附記事項」からの改正
- ・ 「第23条、法第24条及び法第25条」は「第23条から第25条まで」からの改正
- ・ 法第24条の2（住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例）の追加に関する改正等、事務的なもの。次条において同じ。

（介護保険の被保険者である者に係る付記事項）

第27条の2 法第28条の2に規定する政令で定める事項は、法第22条の規定による届出については、介護保険の被保険者の資格を有する旨とし、法第23条、法第24条及び法第25条の規定による届出については、介護保険の被保険者証（介護保険法第12条第3項の被保険者証をいう。第30条において同じ。）の番号とする。

（国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項）

第28条 法第29条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

### 一 法第22条の規定による届出

次に掲げる事項

イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第22条第1項第7号に規定する者である場合には、国民年金手帳の記号及び番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第22条第1項第7号に規定する者である場合には、国民年金手帳の記号及び番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、国民年金手帳の記号及び番号並びに国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

## 二 法第 23 条又は法第 24 条の規定による届出

国民年金の被保険者である旨

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の附記事項)

第 29 条 法第 29 条の 2 に規定する政令で定める事項は、法第 23 条又は法第 24 条の規定による届出について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。

(付記がされた書面で届出をする場合の特例)

第 30 条 法第 28 条から第 29 条の 2 までの規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

## 第 4 章の 2 本人確認情報の処理及び利用等

(住民票コードの記載)

第 30 条の 2 市町村長は、法第 30 条の 2 第 2 項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合において、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードが判明しないときは、その者に係る住民票に法第 30 条の 7 第 1 項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の新たな住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、新たな住民票コードを記載した旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第 30 条の 3 法第 30 条の 3 第 1 項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第 2 項に規定する変更請求書を提出する際に、法第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

- ・ 住民票コード変更請求の際の本人確認資料に住民基本台帳カードが追加される。

(住民票コードに係る住民票の記載の修正)

第 30 条の 4 市町村長は、住民票に住民票コードに係る誤記又は記載漏れがあることを知

つたときは、当該事実を確認して、職権で、当該住民票の記載の修正をしなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により住民票の記載の修正をしたときは、速やかに、当該記載の修正に係る者に対し、住民票コードに係る記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第 30 条の 5 法第 30 条の 5 第 1 項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 住民票の記載を行つた場合住民票の記載を行つた旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日
- 二 住民票の消除を行つた場合住民票の消除を行つた旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日（法第 24 条の規定による届出に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日）
- 三 法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合住民票の記載の修正を行つた旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日
- 四 法第 7 条第 13 号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合住民票の記載の修正を行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該住民票に住民票コードが記載されていなかった場合にあつては、その旨）

(都道府県における本人確認情報の保存期間)

第 30 条の 6 法第 30 条の 5 第 3 項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第 1 項に規定する本人確認情報（以下この条及び第 30 条の 11 において「本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

- 一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して 5 年を経過する日
- 二 住民票の消除（死亡による消除を除く。）が行われたことにより通知された本人確認情報 次に掲げる日のいずれか遅い日
  - イ 当該本人確認情報の通知の日から起算して 5 年を経過する日
  - ロ 次に掲げる日のうち最も早い日
    - (1) 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日
    - (2) 当該本人確認情報の通知後、当該本人確認情報に係る者に係る第 13 条第 3 項の規定による通知を受けた日

(3) 当該本人確認情報の通知後、当該本人確認情報に係る者が、いずれかの市町村において住民基本台帳に初めて記録されたことを知った日

(4) 当該本人確認情報の通知の日から起算して 80 年を経過する日

三 住民票の消除（死亡による消除に限る。）が行われたことにより通知された本人確認情報当該本人確認情報の通知の日から起算して 5 年を経過する日

（国の機関等への保存期間に係る本人確認情報の提供方法）

第 30 条の 7 都道府県知事が行う法第 30 条の 7 第 3 項の規定による同項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下この条から第 30 条の 10 までにおいて「保存期間に係る本人確認情報」という。）の法別表第 1 の上欄に掲げる国の機関又は法人（以下この条において「国の機関等」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

（区域内の市町村の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法）

第 30 条の 8 都道府県知事が行う法第 30 条の 7 第 4 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供（同項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合における提供に限る。）は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（他の都道府県の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法）

第 30 条の 9 都道府県知事が行う法第 30 条の 7 第 5 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供（同項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合における提供に限る。）は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の執行機関に送付する方法

(他の都道府県の区域内の市町村の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第 30 条の 10 都道府県知事が行う法第 30 条の 7 第 6 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供（同項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合における提供に限る。）は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法  
(指定情報処理機関における本人確認情報の保存期間)

第 30 条の 11 法第 30 条の 11 第 3 項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

- 一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して 5 年を経過する日
- 二 住民票の消除（死亡による消除を除く。）が行われたことにより通知された本人確認情報 次に掲げる日のいずれか遅い日
  - イ 当該本人確認情報の通知の日から起算して 5 年を経過する日
  - ロ 次に掲げる日のいずれか早い日
    - (1) 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日
    - (2) 当該本人確認情報の通知の日から起算して 80 年を経過する日
- 三 住民票の消除（死亡による消除に限る。）が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して 5 年を経過する日

(住民基本台帳カードの記録事項)

第 30 条の 12 法第 30 条の 44 第 1 項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（次条及び第 30 条の 15 において「交付申請者」という。）がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記録された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

- ・ 「法第 30 条の 44 第 1 項に規定する政令で定める事項」とは、住基カードの記録

事項。法本則の中では「氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカード」とされており、本条に規定された事項+氏名・住民票コードとなる。

- ・ カードの様式は、法第 30 条の 44 第 4 項により、政令より下位である総務省令に委ねられている。ICカードを使う、という規定が法・政令にできないため、「記録」という用語が、表面記載事項を指すのか、ICチップ記録事項を指すのか、あるいはその両方なのか、政令だけでは不明である。

#### (住民基本台帳カードの交付申請)

第 30 条の 13 交付申請者は、法第 30 条の 44 第 2 項に規定する交付申請書に署名し、又は記名押印しなければならない。

- ・ 法第 30 条の 44 第 2 項には、「住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。」と規定されている。

つまり、交付申請書に記載すべき事項は総務省令に規定し、政令には、その他の申請にあたって必要な事項を規定する、という区別があるものと思われる。

例えば、写真付のカードの交付を受けようと思う者は、当然、カード表面に記載する写真を提出する必要があるが、これらが政令に規定されないというのはいかかなものか。

本項に記載された、申請書の署名または記名・押印については、本来総務省令に規定されるべき性格である。

いずれにせよ、法から政令・省令への委任について、とても「闊法」とは思えない。いずれにしても、政令公布が遅れた理由とも思われる。

#### (住民基本台帳カードの二重交付の禁止)

第 30 条の 14 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードが有効な限り、重ねて住民基本台帳カードの交付を受けることができない。

#### (住民基本台帳カードの交付)

第 30 条の 15 市町村長は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

2 市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、

### 総務省令で定める書類を提示しなければならない。

- ・ 住基カードについて、「厳格な本人確認手段」との位置付けをする旨、総務省から説明されているが、政令で求められているのは、「総務省令で定める書類の提示」だけである。例えば、免許証等の提示が想定されるが、免許証自体が偽造ないしは虚偽交付を受けていたものだった場合にはどうなるのだろうか。
- ・ ちなみに、住民票の写しの広域交付は免許証等でも可とされているが、転入・転出の特例については免許証の提示は不可、住基カードでなければならないとされている。その理由は「厳格な本人確認が必要」とされているが、カードは免許証の提示でもらえることになるらしい。どうなってるの？
- ・ 総務省・地方自治情報センターの説明では、カードの所有者の確認の方法として、カード内にパスワード（4桁の数字）を記録させることとしている。第2項で代理人による交付を認めた場合、パスワードはどうやって記録するのだろうか。

### （住民基本台帳カードの有効期間）

#### 第30条の16 住民基本台帳カードの有効期間は、住民基本台帳カードの発行の日から10年とする。

- ・ 「発行の日」という概念が不明。示されている様式を見ると、表面記載事項として、有効期限が記載されている。つまり、カードの表面の印字をする時点で有効期間を確定しなければならない。交付の時点で遡って有効期間を記載することは不可能だ。
- ・ ICカードが普及しだしてからまだ数年。本当に10年もつのだろうか。
- ・ 写真つきのカードは幼児にも（法定代理人の申請があれば）交付する。10年たつと顔は変わるというのに。ちなみに案の時点では、パスポートと同様、未成年者に写真つきカードを交付した場合には5年とする、というものであった。

### （住民基本台帳カードの記録事項の変更届出）

#### 第30条の17 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードに記録されている事項（住民票コードを除く。）に変更を生じたときは、当該住民基本台帳カードを添えて、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。ただし、転出をしたときは、この限りでない。

- ・ 案にはまったくなかった事項。
- ・ 転居届等は、異動者一人ひとりが届出を行う必要はなく、世帯主が代表して届出を行うことが法により規定されている。この条項を厳格に規定すると、世帯員が

カードの交付を受けている場合には、世帯主による転居届とは別に、カードに関する届出を一人ひとりがしなければならない。

#### (住民基本台帳カードの再交付の申請等)

第 30 条の 18 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長（以下「交付市町村長」という。）に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。

2 前項の規定により住民基本台帳カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該住民基本台帳カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

3 再交付された住民基本台帳カードについて第 30 条の 16 の規定を適用する場合には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付された住民基本台帳カード」とする。

- ・ 第 2 項では、再交付を受けようとする場合、申請の時点で住基カードの返納を義務付けている。一方、令第 30 条の 15 では、交付の時点で「総務省令で定める書類を提示」することが求められている。

例えば、Bバージョンの場合、表面に写真があることや、技術的基準案により改ざん防止がなされていることから、仮に IC チップの故障や裏面記載事項が一杯になった場合であっても、カード交付の際の本人確認については、十分可能となるものと思われる。

カードの返納は、申請時ではなく、再交付住基カードの交付時に行わせることが適当である。

#### (住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)

第 30 条の 19 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が 3 月未満となった場合その他総務省令で定める場合には、第 30 条の 14 の規定にかかわらず、交付市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。

2 交付市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カードを交付しなければならない。

- ・ 期限内の交付の場合、第 30 条の 15 第 1 項に規定する「総務省令で定める書類」

の提示が必要なのかどうか不明である。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)

第 30 条の 20 法第 30 条の 44 第 5 項の規定による届出をした者は、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、第 30 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を交付市町村長に届け出なければならない。

(住民基本台帳カードの失効)

第 30 条の 21 住民基本台帳カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- 一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出をしたとき（付記転出届をしたときを除く。）。
- 二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が付記転出届をした場合において、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から 30 日を経過し、又は転入をした日から 14 日を経過したとき。
- 三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が死亡したとき。
- 四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が法の適用を受けない者となつたとき。
- 五 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出をし、又は前 2 号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。
- 六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。
- 七 住民基本台帳カードの有効期間が満了したとき。
- 八 第 30 条の 18 第 1 項に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。
- 九 返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。
- 十 次条第 1 項の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第 2 項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

- ・ 第 2 号は、案では「付記転出届により届け出た転出の予定年月日から 30 日を経過したとき。」とあつた。
- ・ 第 24 条の 3 の関連で、付記転出の場合にも異動日から 14 日を経過するとカードが無効となる旨の規定をしたものと考えられる。
- ・ より「厳格な解釈」を示す市町村が増え、結果として転入・転出の特例のメリットを失し、より面倒な手続が求められる住民が増えるだけとなる。

(住民基本台帳カードの返納命令)

第 30 条の 22 交付市町村長は、錯誤に基づき、又は過失により、住民基本台帳カードを交付した場合において、住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

2 交付市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

- ・ 返納を求める事例として「錯誤・過失」だけが規定されていることは、交付事務を実施する市区町村にとって致命傷ともいうべき内容となる。
- ・ 虚偽申請等により交付した住基カードが身分証明書として悪用され、実害を与えた場合には、市区町村は「国家賠償責任法」による損害賠償請求が求められる。市区町村は、「総務省令に定める文書の提示」(第 30 条の 15) の確認は義務付けられるものの、「本人確認」義務は明文規定がされていない。にも関わらず、カードを無効とするためには、「錯誤・過失」の存在を公式に認めなければならないこととなる。

(住民基本台帳カードの返納)

第 30 条の 23 法第 30 条の 44 第 6 項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第 30 条の 21 第 1 号、第 2 号又は第 4 号から第 7 号までの規定のいずれかに該当したとき。

二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カード(同項第 2 号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード)を、交付市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、付記転出届をした場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該付記転出届に係る法第 24 条の 2 第 1 項に規定する最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードを返納しなければならない。この場合において、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、その旨を交付市町村長に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて交付市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを交付市町村長に返納することができる。

- ・ 「法第30条の44第6項に規定する政令で定める場合」とは、「住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転出をする場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に返納しなければならない。」との規定を受けたもの。
- ・ 第3項は、「交付した市町村長に返納」と明確に法に規定された内容と反するものである。
- ・ 第2項による返納は、書面の提出を義務付けているが、第5項による返納には、書面の提出の規定がない。第1項各号の規定は明確な事実であり、第2項による返納は事実に基づく返納であるのに対し、第5項による返納は、カードの交付を受けている者の任意による返納である。任意の返納の意思を確認するうえでも、第5項による返納こそ、文書の提出が必要であると考えられる。

#### (返納された住民基本台帳カードの廃棄)

第30条の24 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

- ・ カードのICチップに記録された事項が確実に廃棄される保証がなければならぬ。廃棄の方法について、総務省令等の規定が必要と考える。
- ・ 特に、前条第3項による返納（交付地市町村以外への返納）の場合、前条第4項の通知があるだけである。
- ・ 条例によりセンシティブな情報をカードに記録する市区町村がもしもあった場合、確実な廃棄の確認行為が必要となる。

#### (住民基本台帳カードを交付した場合等の措置)

第30条の25 交付市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信す

ることによつて行うものとする。

3 委任都道府県知事（法第 30 条の 10 第 3 項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第 1 項の規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第 30 条の 10 第 1 項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

5 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第 1 項の規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- ・ 住基ネットで全国センターに蓄積される個人情報、本人確認情報だけだ、としてきたこれまでの総務省の説明が、政令レベルで覆された。
- ・ これが認められるならば、住基ネット、住基カード、そして電子認証等の様々な業務において関連する事項が、全く国会の審議を経ずに、自由に蓄積されることとなる。
- ・ 蓄積された情報の利用について、第 5 項の規定があるだけである。本人確認情報の提供を受けられる 274 事務においては、住民票コードの本人聴聞が認められるが、これへの回答の代わりに住基カードの提示とパスワード入力が、システム的には想定されている。その場合、カードの無効等に関する情報が 274 事務においても共有されていることが「適切」という判断がなされる可能性もまた高い。
- ・ 実質上、本人確認情報に政令で 1 項目追加されたと同様の内容を持つものである。

## 第 5 章 雑 則

（指定都市に関する法の規定の特例）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）に対する法第 6 条第 1 項、法第 7 条第 8 号、法第 9 条第 1 項及び第 2 項（市の住民に関する部分を除く。）、法第 10 条、法第 11 条（第 1 項中市が備える住民基本台帳に関する部分を除く。）、法第 12 条（第 1 項中市が備える住民基本台帳を備える市の市長に関する部分及び第 2 項中市が備える住民基本台帳に関する部分を除く。）、法第 13 条（市の委員会に関する部分を除く。）、法第 15 条第 2 項及び第 3 項、法第 16 条第 1 項、法第 17 条の 2 第 2 項、法第 19 条、法第 20 条第 1 項（市が備える戸籍の附票の写しに関する部分を除く。）、法第 22 条から第 24 条まで、法第 25 条、法第 30 条の 2（第 2 項中市の住民基本台帳に関する部分を除く。）、法第 30 条の 3 第 3 項及び第 4 項、法第 30 条の 5 第 1 項、法第 31 条の 2、法第 31 条の 4、法第 34 条

並びに法附則第4条第1項の規定の適用については、それぞれ区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

- 2 指定都市について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  
(一覧表は省略)

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第32条 指定都市においては、第6条の2から第15条まで(第7条及び第8条中市の住民基本台帳に関する部分並びに第13条第4項中市長の使用に係る電子計算機に関する部分を除く。)、第16条から第20条まで、第23条第1項、第24条第1項、第30条の2、第30条の4並びに附則第3条、第5条及び第6条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又は区長に適用する。

- 2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  
(一覧表は省略)

(法を適用しない者)

第33条 法第39条に規定する政令で定める者は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の適用を受けない者とする。

(保存)

第34条 第8条、第10条若しくは第12条第3項の規定により消除された住民票(世帯を単位とする住民票にあつては、全部が消除された住民票に限る。)又は第19条の規定により全部が消除された戸籍の附票は、その消除された日から5年間保存するものとする。第16条(第21条において準用する場合を含む。)の規定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は戸籍の附票についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、戸籍の附票に住所の記載の修正によつて国内における住所の記載をしていない者(以下この項において「在外者等」という。)に関する記載(記載の消除を含む。以下この項において同じ。)をした戸籍の附票の全部を第19条の規定により消除した場合における消除された戸籍の附票は、その消除された日から80年間保存するものとする。第21条において準用する第16条の規定に基づき在外者等に関する記載をした戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票についても、同様とする。ただし、死亡したことにより戸籍から除かれた在外者等(以下「死亡在外者等」という。)に関する記載をした戸籍の附票であつて死亡在外者等以外の在外者等に関する記載をした戸籍の附票でないものの全部を消除した場合又は死亡在外者等に関する記載をした戸籍の附票であつて死亡在外者等以外の在外者等に関する記載をした戸籍の附票でないものを改製した場合には、この限りでない。

- 3 法及びこの政令に基づく届出書、通知書その他の書類は、その受理された日から1年

間保存するものとする。

(総務省令への委任)

第 35 条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

第 1 条 この政令は、昭和 42 年 11 月 10 日から施行する。

(住民登録法施行令の廃止)

第 2 条 住民登録法施行令(昭和 27 年政令第 123 号)は、廃止する。

附 則(平成 15・1・31・政令 21号)

(施行期日)

第 1 条 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日(平成 15 年 8 月 25 日)から施行する。

(児童手当法施行令の一部改正)

第 2 条 児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 3 号及び第 17 条第 1 項第 2 号中

「第 23 条第 2 項第 5 号」の下に「、第 24 条の 4 第 6 号」を加える。